

私立幼稚園 預かり保育事業の無償化について

◎対象者

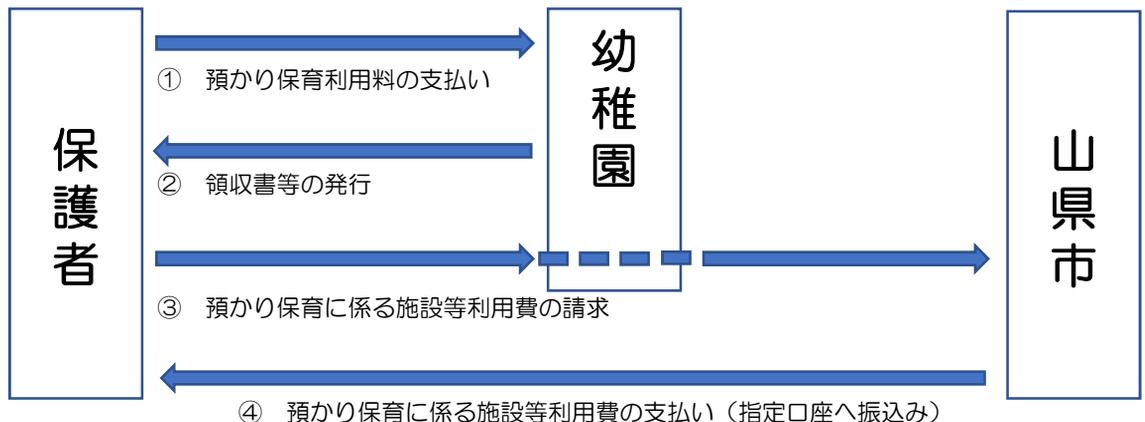
施設等利用給付2号認定を受けた、3歳から5歳(小学校就学前)までの園児
または、施設等利用給付3号認定を受けた、満3歳の園児
※ 認定通知書の認定区分をご覧ください。

◎無償化の上限額

施設等利用給付2号認定 月額11,300円を上限に無償化
施設等利用給付3号認定 月額16,300円を上限に無償化
※ 実際に支払った額と、1日450円×利用日数の額を比較し上限月額の範囲内で低い方の額を給付します。(裏面参照)

◎手続きの流れ

これまでどおり、幼稚園に「預かり保育に係る利用料」を支払った後、市に請求が必要です。
幼稚園が発行した、領収書等を添付して、施設等利用費請求書等を幼稚園経由で市へ提出していただきます。
提出された請求書を審査し、市から直接保護者が指定する口座に支払います。



◎手続きに必要な書類

1. 施設等利用費請求書(償還払い用)(様式第19号)
 2. 特定子ども・子育て支援提供証明書
 3. 領収書(保護者が負担した利用料の額及び内訳が確認できる書類)
 - (4. 委任状(必要に応じて))
- ※ 2及び3は、各幼稚園で発行されます。各自で必ず保管しておいてください。

◎手続きの時期

原則、四半期ごとに請求書等を提出していただきます。

- ※ 手続きに必要な請求書類は、手続き時期に合わせて各幼稚園を通じて配布します。

施設等利用費給付額の算出方法

施設等利用給付2号認定 月額上限 11,300円まで無償化

施設等利用給付3号認定 月額上限 16,300円まで無償化

※ 実際に支払った額と、給付限度額（1日450円×利用日数）の額を比較し月額上限額の範囲内で低い方の額を給付

例1) 預かり保育の利用料が、1日（回）650円で、1ヶ月の利用日数が20日の場合

実際に支払った額 $650円 \times 20日 = 13,000円$ ……A

給付限度額 $20日 \times 450円 = 9,000円$ ……B

AとBを比較して、低い方である **9,000円** を給付します。

例2) 預かり保育の利用料が、1日（回）300円で、1ヶ月の利用日数が10日の場合

実際に支払った額 $300円 \times 10日 = 3,000円$ ……A

給付限度額 $10日 \times 450円 = 4,500円$ ……B

AとBを比較して、低い方である **3,000円** を給付します。

例3) 預かり保育の利用料が、1日（回）500円で、1ヶ月の利用日数が28日の場合

実際に支払った額 $500円 \times 28日 = 14,000円$ ……A

給付限度額 $28日 \times 450円 = 12,600円$ ……B

Bが月額上限額11,300円を超える場合は、^{※1}**11,300円** を給付します。

※1 3号認定の場合は、11,300円を16,300円と読み替えてください。

例4) 預かり保育の利用料が、曜日により違い月曜～金曜 400円、土曜 600円で、平日15日、土曜日2日（合計17日）利用した場合

実際に支払った額 $400円 \times 15日 = 6,000円$

$600円 \times 2日 = 1,200円$

合計7,200円 ……A

給付限度額 $17日 \times 450円 = 7,650円$ ……B

AとBを比較して、低い方である **7,200円** を給付します。

※1号認定の認定子どもが預かり保育をした場合は、全額保護者負担です。